

冷害を受けた農家の皆さんに

「災害資金」をお貸しします

ことしの低温と長雨による冷害のため、水稻の生産量が平年に比べて著しく減収したため、生活や、らい年の営農に困っている農家に対し災害資金を貸し出すことになりました。

借入を希望するかたは、早やめに最寄りの農協支所に印鑑を持参のうえ、申し込みください。

記

貸付に対象する農家

冷害により水稻に被害を受け、農業共済組合から共済金の交付を受けた農家または受けることに内定した農家。

貸付の条件

- 1) 貸付限度額 10万～50万円
- 2) 貸付利率 年5分
- 3) 償還期間 20年以内(据置3年を含む)
- 4) すでに、自作農維持資金(一般災害資金とも)を借りて、残高のある農家が再び借りられる金額は通算されます。また、農地取得資金を借りている農家は通算されずに新たに借りられます。

5) 申し込み受付日

42年1月19, 20, 21日

バイクにも強制保険を

昨年の6月29日、自動車損害賠償保障法が改正され、去る10月1日から「バイク」と呼ばれている原動機付自転車も強制保険に加入しなければ走れないことになりました。

強制保険の取扱い箇所

「海上火災」または「火災海上」の看板を掲げている損害保険会社およびその代理店です。

◆保険料……2,540円

損害賠償金

死亡……150万円まで
傷害……50万円まで

ステッカーのはる箇所

強制保険をかけると、保険証明書とステッカーが渡されます。

保険証明書は、バイクの荷物入れや工具入れに入れて、バイクを使うときは常に備え付けなければなりません。

また、ステッカーは、ナンバープレートの左上部に貼らなければなりません。また、ナンバープレートがない場合は車体の前面の見やすい所に貼るようにして下さい。

なお、証明書を備え付けていなかったり、ステッカーを貼っていなかったりした場合は処罰されます。

農協での取扱い

農業協同組合の行なう責任共済事業がはじまったので、組合員のかたは、軽自動車とバイクに限り、この責任共済に加入すれば強制保険に加入しなくてもよいことになっています。

なお、責任共済の内容は責任保険の内容と全く同じです。

◆保険金をもらえない被害者には国でてん補します。

ひき逃げ事故の被害者や、相手が強制保険加入義務違反の無保険車のため保険金をもらえない被害者には、国がその損害をてん補する制度がありますので、被害者はあきらめずに請求してください。

請求の手続きは、近くの損害保険会社または農協の窓口でしてください。

選挙管理委員会事務局が移転しました

本庁の2階にあった選管事務局が、今月行なわれる衆議院議員の選挙に備え、本庁舎の裏側の別館(建設課のとなり)に移転しておりますので、お知らせします。

除雪作業にご協力を!

ことしは例年になく降雪量が多く、随所で交通障害が起っております。

この除雪対策にあたっては、国、県そして市役所の三者が一体となって、ひかてき交通量のすくない夜間に除雪作業を行なっていますが、除雪作業がスムーズに行なえるためにもつぎのことがらについて市民の皆さんのご協力をお願いします。

記

- 夜間には路上駐車、ごみ箱、立看板などを道路上におかないこと。
- 除雪された雪を再び路上にほうり出さないこと。
- 夜間の除雪作業による騒音でご迷惑をかけると思いますがご協力下さい

麻疹(ハシカ)の予防接種のお知らせ

接種方法 (2回法)

2回の接種を受けることになり、1回目の接種を受けてから4～6週間後に2回目の接種を受けることとなります。

料金

1回につき1,000円前後

該当者

生後6カ月以上でハシカにまだかかっていない者

接種の場所

市内の各病院、医院で実施しておりますので希望者は最寄りの場所で接種を受けてください。

